景観チェックシート (石神井川軸地区)

行為の場所(住居表示)	板橋区	
地区計画の名称	□ なし・□ 旧板橋宿周辺地区地区計画 □ 加賀一·二丁目地区地区計画	担当者 チェック欄
レ印又は■としてください。	※ 駐車・駐輪施設や建築設備などが直接見える場合、塀・目隠し・ が必要ですが、地区計画区域内の場合には、別途、垣・柵に関する制限	

- ◎ 該当する口を、レ印又は■としてください。
- ◎ 近隣の景観要素は、当該敷地境界から100m以内を目安に確認してください。(※1はその範囲内)◎ A~Dまでの該当するチェックシートを作成してください。

O A~D) A~D までの該当するチェックシートを作成してください。							
	行為の種別	計画物件の用途等	近隣の景観要素 (当該敷地境界から100m以内を目安にチェック) (※1はその範囲内)					
ПΑ	建築物•工作物	□ 商業施設、事務所 □ 住宅等 ()	□ 幹線道路 ※1 幹線道路に接する敷地					
		□ 工場・倉庫	□ 商店街 ※1 商店街に接する敷地					
□В	開発行為	□ 擁壁	□□住宅地					
□С	土地の造成	□ 墓地□ 資材置場□ 駐車場	□ 公園・緑地・農地					
□D	物件の堆積	□ 土石の堆積 □ 廃棄物の堆積 □ 再生資源の堆積 □ その他の堆積	口 歴史的な遺構・残すべき自然・街道					

当該地が該当する 石神井川軸地区の景観形成の方針と景観形成の基本方針
(板橋区景観計画 第5章の石神井川軸地区の景観形成の方針 を全て <u>転載</u> してください。)
(近隣の景観要素より、板橋区景観計画 第3章 の <mark>該当する景観形成の基本方針</mark> を <u>転載</u> してください。)
景観計画を踏まえた設計のコンセプト

板橋区景観計画(第5章)の石神井川軸地区の景観形成の方針 ⇒ 前ページに転載してください。

■ 四季の彩りを生かし、桜並木や緑道と調和・連続した緑の景観の形成

- ・ 石神井川沿いの桜並木・緑道や歩道に配慮した緑の配置に努める
- ・ 敷地の狭いところでは、家の周囲へのプランターの設置など、身近なところから緑を育て、石神井川の緑との連続性を創出する
- ・ 樹種の選定や色彩に関しても、石神井川沿いの桜並木・緑道などの自然環境と調和した景観づくりに努める

■ 河川側に配慮した街並みの形成

- ・ 石神井川に面したオープンスペースの設置など、配置の工夫により、歩行者に憩いの場を提供する
- ・ 歩行者の視線の範囲では、自然素材を利用するなど、石神井川の自然と調和した景観づくりを進める

■ 水と緑のうるおいのある景観の形成

- ・ 桜並木や緑道といった景観や生態系に配慮した沿川緑化を進める
- ・ 石神井川の景観の軸となる桜並木の維持・保全に努める
- ・ 石神井川軸の重要な景観要素であり、景観を楽しむ場でもある歩行者空間について、周辺の景観に配慮した整備 を進める

板橋区景観計画(第3章)の景観形成の基本方針 ⇒ 該当部分を前ページに転載してください。

河川(石神井川) 身近な河川である石神井川と新河岸川での地域と密着した景観の形成

・ 河川沿いの建築物の建築・改修などの際には、河川景観と調和した配置や規模、形態、色彩などに配慮します。

道1(街道) 街道の歴史を生かした景観の形成

・ 街道の歴史・文化資源や街並みと道路が調和した、個性と統一性のある沿道景観を形成します。

道2(幹線道路) 幹線道路沿道の魅力ある街並み景観の形成

- ・ 沿道のまちづくりと連携して、うるおいと統一性のある魅力的な沿道空間を形成します。
- ・ 統一感のあるスカイラインを誘導し、調和の取れた街並み景観を形成します。

商店街1 にぎわいのある商店街づくりに向けた景観の形成

- ・ 商店街沿いの建築物の建築・改修などの際には、商店街の街並み景観やにぎわいが連続するように、1階部分のデザインや利用・活用に配慮します。
- 看板など屋外広告物の設置の際には、商店街の街並み景観と調和するように、場所やデザインに配慮します。
- ・ 安心・安全で快適な歩行者空間を確保しつつ、にぎわいのある景観を形成します。
- ・ 商店街が地域コミュニティの核となるよう、景観形成に活用します

商店街2 地域性を生かした個性豊かな商店街の景観の形成

- ・ 商店街固有の歴史や文化を生かし、住む人々に永く愛され、大切にされる商店街を形成します。
- 商店街独自の発想や活動を生かし、訪れる人々が個性を感じて、楽しめる商店街を形成します。

商店街3(駅前) 街の顔にふさわしい駅前の景観の形成

- 多くの人々が集い交流する拠点として地域の個性を印象づける、駅前や駅舎の景観を形成します。
- ・ 歩行者や周辺の居住環境に配慮し、良好な夜間景観を形成します。

住宅地1(戸建て住宅街) 良好な戸建て住宅地の景観の形成

- ・ 個々の建築物が周囲の街並みと調和するように、配置や色彩、意匠、形態などに配慮します。
- 敷地内の道路に面する部分を緑化し、うるおいのある街並み景観を形成します。

住宅地2(集合住宅街) 周囲と調和した集合住宅の景観の形成

- 新たな開発や建築物の建築・改修などを行う際には、周囲からの景観を損なわないように、配置や高さ、色彩、意 匠、形態などに配慮します。
- ・ 敷地内の道路に面する部分をはじめとした集合住宅地内の緑化により、大規模な建築物による景観阻害や圧迫感などの軽減に配慮します。

公園・緑地 まとまった緑の景観の保全・活用

公園周辺の建築物は、公園内外からの眺望が保全されるように、配置や色彩、意匠、形態などに配慮します。

農地 身近な農の景観の保全

・ 農作業の風景や四季の移り変わりなど、土と緑を身近に感じられるように、農の風景を保全します。

工場 地域と共存した工場のある景観の形成

- ・ 工場、屋外広告物、ランドマークとなる工作物などのデザインや色彩などは、周辺地域の景観に配慮します。
- 敷地内の道路に面する部分をはじめとした工場敷地内の緑化を推進します。
- ・ 工場に対する区民の理解を促進し、景観資源としての意識を醸成します。

A 建築物·工作物(石神井川軸地区)

(1/6)

項目	配慮項目(景観形成基準	隼)	チェック欄
	○オープンスペースの確保など		
	(石神井川に面して) 石神井川に面してオープンスペースを設け した街並みに配慮した配置とする。	けるなど、石神井川と調和	ロはい ロいいえ
	(道路・公園などの公共空間と連続して) 道路、公園などの公共空間と連続したオー ど、公共空間との関係に配慮した配置とす		□はい □いいえ
	〇壁面の位置の配慮 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確配慮した配置とする。	雀保など、周辺の街並みに	ロはい ロいいえ
	O敷地内に、歴史的な遺構や残すべき自然が (保全と見え方の配慮) 敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然など かした建築物の配置とする。		口はい 口いいえ 口該当なし
配置	○商店街の場合、又は計画物件の用途が、商業施設(事務所含む)の場合(オープ・ソスペ・一スの確保など) 商店街、商業施設は街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努める。		□はい □いいえ □該当なし
	○計画物件の用途が、工場・倉庫の場合(圧迫感の軽減) 工場や倉庫は、道路境界線から壁面をできる限り後退させ、通りへの圧迫感を軽減するように努める。		口はい 口いいえ 口該当なし
	(配置の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
	(配置の配慮できない理由)	※(協議事項)	
	○高さ・規模の、石神井川への配慮 石神井川沿いの建築物は、石神井川沿いの 全されるよう、上層部のセットバックを図 めに配慮する。		ロはい ロいいえ
高さ • 規模	(高さ・規模の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
	(高さ・規模の配慮できない理由)	※(協議事項)	

(2/6)

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
	〇低層部の形態・意匠の配慮(無表情、単調にならないよう) 建築物等の低層部では、壁面などが無表情、単調にならないよう、 歩行者からの見え方に配慮した形態・意匠とする。	□はい □いいえ
	○形態・意匠の、主要な眺望点への配慮 主要な眺望点(公園、道路、橋など)の眺めに配慮し、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。	□はい □いいえ
	○形態・意匠の、周辺の建築物等の調和 形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等 との調和を図る。	□はい □いいえ
	〇長大な壁面を避ける等、街並みへの圧迫感の軽減 外壁は、長大で単調な壁面となることを避けるなど、街並みに圧 迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。	□はい □いいえ
形。 意匠	〇河川と調和した形態・意匠 道路や河川からの見え方に配慮した形態・意匠とする。	□はい □いいえ
	O外壁素材の工夫(反射素材の回避、自然素材の使用) 建築物の外壁には、反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、石や木等の素材感のある材料を用いるように配慮する。	□はい □いいえ
	○公園・緑地・農地と隣接する場合(緑との調和) 公園・緑地や農地に隣接する建築物は、これら周辺の緑との調和 に配慮した形態・意匠とする。	口はい 口いいえ 口該当なし
	○商店街に面する場合(広い開口部やショーウィンドウの設置) 商店街では、街並みやにぎわいが連続するよう店舗の連続性に配慮するとともに、広い開口部やショーウィンドウを設置するなど、にぎわいづくりに配慮した形態・意匠とする。	口はい 口いいえ 口該当なし
	(形態・意匠の具体的な配慮事項) ※(協議事項)	
	(形態・意匠の配慮できない理由) ※(協議事項)	

(3/6)

項目		配慮	項目((景観形成基準	善)		チ	ェック欄
	と調和した。 基本色は樹木	和した落ち射 未満の中低層 落ち着きとき 木の緑に馴ら る中彩度まで	層部で うるお たむ色 での色	は、桜並木の いのある景観 彩とし、部分 彩とすること	緑や石神井川の の形成を図るが 的な強調色は、 とし、それぞれ	こめ、外壁 落ち着き	口はい	□いいえ
	O外壁色の記入 基本色の色彩基準に適合しない場合、強調色に記入する。 《高さ 12m 未満の部分に対する色彩基準》 (マンセル値を記入してください)							
		外壁基本色			強調色**1 (外壁各面(見付)の1/5以下とする)			
色彩	色相	明度	彩度	板橋区の定める 基本色のうち 使用色を記入 (例:5YR6/2)	色相	明度	彩度	板橋区の定める 強調色のうち 使用色を記入 (例: 2.5Y
	0.0R~10.0R	4以上6未満	4 以下		0.0R~10.0R	4以上6未満	4 以下	
	0.011 - 10.011	6以上7未満	3 以下			4未満及び6以上	3 以下	
	0.0YR~10.0YR	4以上7未満	5.以下		0.0YR~10.0YR	4以上7未満	5 以下	
	0.0Y~5.0Y	4以上 7 不凋	JMI			4未満及び7以上	3 以下	
	5.0Y~10.0Y 0.0GY~10.0GY 0.0 G~5.0G	4以上7未満	1 以下		5.0Y~10.0Y 0.0GY~10.0GY 0.0 G~5.0G	_	1 以下	
	その他	4以上6未満	1 以下		その他	_	1 以下	
	※1 強調色: ダ※2 自然素材			で使用可能と				色系による)

項目		西己信	量百日	(景観形成基準	進)		-	 - エック欄
火口	〇高さ12m以上の色彩							エフフト
	(桜並木と馴染みつつ圧迫感のない色彩) 高さ 12m 以上の高層部では、桜並木の緑と馴染みつつも、周囲に圧 迫感を与えない色彩とすることとし、高さ 12m 以上の部分に対する					ロはい	い 口いいえ	
	色彩基準に適合するものとする。 (12m以上では、強調色を用いない、又は落ち着きのある強調色) なお、高さ 12m以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩(高さ 12m以上の部分に対する色彩基準に適合するもの)を用いる。							
	〇外壁色の記	 ኢ					L	
	基本色の色彩	彩基準に適高	合しな	い場合、強調	色に記入する。			
					準》(マンセ		てくだ	さい)
		外壁基本				強調色**		
		外空基本 T			(外壁各	面(見付)の1/	5以下	
	色相	明度	彩度	板橋区の定める 基本色のうち 使用色を記入 (例:5YR6/2)	色相	明度	彩度	板橋区の定める 強調色のうち 使用色を記入 (例: 2.5YR3/1)
	0.0R~10.0R	4以上6未満	4 以下		0.0R~10.0R	4以上6未満	4 以下	
	0.017 9 10.011	6以上9未満	3 以下		4未満及び6以上	3 以下		
4元	0.0YR~10.0YR	4以上7未満	5 以下		0.0YR~10.0YR	4以上7未満	5以下	
色彩	0.0Y~5.0Y	7以上9未満	3 以下		0.0Y~5.0Y	4 未満及び7以上	3 以下	
	その他	4以上7未満	1 以下		その他	_	1 以下	
	(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) ※1 強調色:外壁各面の1/5以下で使用可能とする ※2 自然素材(木材や石材、土など)については、別途協議を行うものとする							
	○屋根を設ける場合の、色彩の配慮(明度・新屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出を抑えた色彩を用いることとする。							ハ 口いいえ 当なし
	屋根の色彩				色彩			
	上裏の色彩(す				色彩			
	ピロティ内壁の				○ 色彩○ ※(協議事項)			
	(外壁・屋根の色彩具体的な配慮事項)			※ ()加· 我争 。	贞			
	(外壁・屋根の色	当彩の配慮で	きない	理由)	※(協議事	項)		

(5/6)

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
	○緑化 (公共空間に向けた緑化)石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し、敷地内の緑化を図り、特に公共空間に向けた緑の配置に努める。	ロはい ロいいえ
	(屋上緑化・壁面緑化) 石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し、屋上や壁面の緑化を図る。	□はい □いいえ
	(住宅地及び住宅での接道部の緑化) 住宅地及び住宅では接道部の緑化を図り、うるおいある街並みの形 成に努める。	□はい □いいえ □該当なし
	(幹線道路沿道での、後背地への圧迫感の軽減) 幹線道路沿道では、後背地の住宅地に配慮した緑化を図るなど、後 背地に与える圧迫感の軽減を図る。	口はい 口いいえ 口該当なし
	O公開空地・外構デザインの工夫 (歩行者空間の確保) 隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、安心・安全で快適 な歩行者空間を確保するよう努める。	口はい 口いいえ 口該当なし
公開	(公共空間個への、植栽、ベンチ等の設置) 公開空地等のオープンスペースが、区民の憩いの場となるよう、植 栽、ベンチ等の設置等による工夫を図るように配慮する。	ロはい ロいいえ
空 / プープ・	(外標(門、フェンス、外標床仕上等)の色調、素材) 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する 敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。	□はい □いいえ 塀色彩: ゲート色彩: フェンス・プロック色彩: 防護柵色彩: インターロッキング色彩: カラーアスファルト色彩: タイル色彩:
	(接道部に塀・垣・柵等がある場合(圧迫感の軽減)) 敷地接道部分に塀や垣・柵を設ける場合は、道路境界線からこれら を後退させたり、地盤面からの高さを低くし敷地内外からの見通し を確保するなど、通りへの圧迫感を軽減するよう努める。	
	○商店街の場合、又は計画物件の用途が商業施設(事務所含む)の場合(賑わいの工夫) 商店街、商業施設で公開空地等のオープンスペースを設ける場合には、にぎわいある街並みの演出に配慮し、ベンチ等のアメニティ施設を設置するなど、空地の活用方法を工夫する。	口はい 口いいえ 口該当なし
	O計画物件の用途が、工場・倉庫の場合(圧迫感の軽減) 工場や倉庫の接道部は、開放的な柵などを利用した緑化や歩行者の ためのオープンスペースを道路側に設けるなど、沿道に圧迫感を与 えないよう、街並みの形成に配慮する。	
	(公開空地・外構・緑化の具体的な配慮事項) ※(協議事項)	
	(公開空地・外構・緑化の配慮できない理由) ※(協議事項)	

(6/6)

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
	〇駐車場、駐輪場、自動販売機など (公共空間からの見えにくい配置、見える場合は周辺への配慮)	□はい □いいえ □設置なし
	駐車場や駐輪場、自動販売機などの建築物に付属する施設や設置物等については、石神井川沿いの歩道などからの眺めに配慮した配置とする。 やむを得ず河川側に面して配置する場合には、緑化による遮蔽に努めるほか、色彩を工夫するなど、通りから目立たないように努める。	/ □駐車場 □立体駐車場 □駐輪場(バイク含) □自動販売機 □ごみ置場
	○建築設備がある場合 (屋上に建築設備がある場合、目隠しルーバー等)	口はい 口いいえ 口該当なし
	屋根・屋上に設備等がある場合には、建築物と一体的に計画する ほか、植栽や自然素材を用いた囲いで蔽うなど、歩行者からの 見え方に配慮する。	,
田本伊	(屋上以外に建築設備がある場合の配慮) 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。	□はい □いいえ □該当なし □パットマウント・キュ-ピクル・発電機 □容外機 □給湯器
駐車場 駐輪場		□至外機・□福湯命 □外外・□その他
自動販売機	〇住宅地とその周辺での照明の配慮 住宅地内及びその周辺では、点滅する光源や色の変化など、過度 な照明は避けるように努める。	ロはい ロいいえ 口該当なし
	○計画物件の1階が店舗・事務所の場合(夜間照明) 一階部分に店舗・事務所等を配置する場合は、夜間に暗くならないようライトアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とする。	
付属物	○屋外広告物の配慮 看板などの屋外広告物は、デザインの統一を図るなど、まとまりのある街並みの形成に努めるほか、周辺の看板などの高さ、位置にも配慮したものとする。	
	(付属物の具体的な配慮事項) ※(協議事項)	
	(付属物の配慮できない理由) ※(協議事項)	

注 ※欄は、記入しないこと。

B 開発行為(石神井川軸地区)

項目	配慮項目(景観形成基	準)	チェック欄
	○周辺土地利用との調和 周辺地域の土地利用に配慮した計画とす	ロはい 口いいえ	
土地	○敷地内空地の、周辺との連続性 事業地内の空地と建築物の配置について 配慮する。	ロはい ロいいえ	
	事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然 により不整形な土地が生じる場合には、	版地内の歴史資源・既存樹木の保全/緑地やオープンスパースの確保 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合や、区画割り により不整形な土地が生じる場合には、それらの場所を緑地やオープンスペースとして活用するなど、地域の良好な景観の形成を 図る	
利用	○電線類の目立たない場所への設置 電線類については、目立たない場所に設置	置するなどの工夫をする。	口はい 口いいえ 口該当なし
	(土地利用の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
	(土地利用の配慮できない理由)	※(協議事項)	
	〇長大な擁壁や法面の回避 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や にする。	口はい 口いいえ 口該当なし	
	○擁璧や法面の圧迫感の軽減	口はい 口いいえ 口該当なし	
造成 等	○自然環境等への配慮した造成 石神井川沿いの造成では、桜並木や緑道 配慮する。	ロはい ロいいえ	
	(造成の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
	(造成の配慮できない由)	※(協議事項)	
	○既存樹木の保全と見え方 既存の樹木等はできる限り保全し、周囲 空間から見えるような配置とする。	口はい 口いいえ 口該当なし	
緑化	〇敷地内の緑化 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。		ロはい ロいいえ
	(緑化の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
	(緑化の配慮できない理由)	※(協議事項)	

C 土地の造成(墓地や資材置き場、駐車場の造成)

項目	配慮項目(景観形成基準	集)	チェック欄
	○堺、柵、フェンスなどを設ける場合 (明度・彩度を抑えた色彩) 塀や柵などの工作物を設ける場合には、 ないように明度や彩度を抑えた色彩を用	口はい 口いいえ 口該当なし	
色彩	(色彩の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
	(色彩の配慮できない理由)	※(協議事項)	
	O縁化(外縁部の縁化)敷地外縁部には、緑化を図るなどによりないよう努める。	□はい □いいえ	
	(既存樹木の保全と見え方) 既存の樹木等はできる限り保全し、周囲 共空間から見えるような配置とする。	口はい 口いいえ 口該当なし	
	(敷地内の積極的な緑化) 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺と うるおいのある空間を創出する。	ロはい 口いいえ	
緑化	(緑化の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
	(緑化の配慮できない理由)	※(協議事項)	

D 堆積(屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積)

配慮項目(景観形成基	準)	チェック欄
〇桜並木の景観に配慮した、圧迫感のない 屋外における物件の集積又は貯蔵は、石 道に配慮して配置し、高さを抑えた、整 周辺に圧迫感を与えないようにする。	□はい □いいえ	
〇外縁部の緑化等 堆積物が、石神井川や周辺の道路、公園ないよう、生垣等により、直接外部から 辺の景観と調和するよう配慮する。	口はい 口いいえ	
(積上げ方と外縁部の具体的な配慮事項)	※(協議事項)	
(積上げ方と外縁部の配慮できない理由)	※(協議事項)	